

福岡県公報

平成23年9月28日
第3309号

目次

告示(第1587号-第1608号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	7

○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	9

公告

○大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	(中小企業振興課)	10
--------------------	-----------	----

公安委員会

○福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部教養課)	10
○意見募集の結果の公示	(警察本部教養課)	10

雑報

○平成24年度福岡県農業大学の研修生の募集	(農林水産政策課)	10
-----------------------	-----------	----

告示

福岡県告示第1587号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字大橋字カチキウ230番から233番まで、234番1、234番2及び237番の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫郡那珂川町松木2丁目61番地
嘉穂無線ホールディングス株式会社
代表取締役 柳瀬 真澄

福岡県告示第1588号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市石崎二丁目153番3から153番7まで、155番2、157番1から157番14まで、159番1から159番3まで、177番3、177番4、178番2、178番3及び179番1から179番5まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市針摺中央二丁目7番7号

黒崎建設株式会社

代表取締役 黒崎 守

福岡県告示第1589号

椎田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
西田 紀生	築上郡築上町大字西八田827番地
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地1
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
塩田 勝人	〃 〃 大字日奈古731番地1
上田 一二三	〃 〃 大字日奈古103番地2
内藤 愼吾	〃 〃 大字越路398番地
正野 秋郎	〃 〃 大字水原734番地
浅倉 隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地

木本 逸男	築上郡築上町大字極楽寺639番地
信田 靖徳	〃 〃 大字椎田1173番地2
平野 力範	〃 〃 大字坂本117番地1
西田 萬里	〃 〃 大字東八田1098番地6
原 明嗣	〃 〃 〃 594番地1
角本 正志	〃 〃 大字宇留津416番地
原田 保	〃 〃 大字西八田919番地75
森 陸	〃 〃 大字有安525番地
里見 禎宗	〃 〃 〃 136番地3
奥村 和弘	〃 〃 大字岩丸994番地

2 退任監事

氏名	住 所
松崎 泰夫	築上郡築上町大字宇留津981番地1
尾座本 健一	〃 〃 大字高塚1247番地
久本 房雄	〃 〃 大字坂本259番地

3 就任理事

氏名	住 所
西田 紀生	築上郡築上町大字西八田827番地
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地1
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
上田 一二三	〃 〃 大字日奈古103番地2
内藤 愼吾	〃 〃 大字越路398番地
小森 征夫	〃 〃 大字日奈古462番地4
正野 秋郎	〃 〃 大字水原734番地
浅倉 隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地
木本 逸男	〃 〃 大字極楽寺639番地
舟川 洋一	〃 〃 大字岩丸356番地
平野 力範	〃 〃 大字坂本117番地1

信田 靖 徳	築上郡築上町大字椎田1173番地 2
西 田 萬 里	〃 〃 大字東八田1098番地 6
原 明 嗣	〃 〃 〃 594番地 1
加 末 達 雄	〃 〃 大字宇留津639番地
原 田 保	〃 〃 大字西八田919番地75
岡 崎 弘	〃 〃 大字有安132番地
森 茂 雄	〃 〃 〃 551番地

4 就任監事

氏 名	住 所
松 崎 泰 夫	築上郡築上町大字宇留津981番地 1
尾座本 健 一	〃 〃 大字高塚1247番地
松 田 倫 夫	〃 〃 大字日奈古463番地 1

福岡県告示第1590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生84	はせ川クリニック	太宰府市大字向佐野45番地	23・8・1
田川生3	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	23・7・1
粕生歯46	たかはし歯科クリニック	糟屋郡宇美町宇美5丁目9-5	23・8・1
糸島地生歯44	ひらた歯科	糸島市前原中央2丁目5-1 鬼木ビル3号室	23・9・1
柳生歯64	大橋歯科医院	柳川市隅町72-2	23・7・1

大生歯199	なかしま歯科医院	大牟田市大字草木820-3	23・8・1
田川生歯119	田中歯科医院	田川郡福智町赤池字大坪931-4	23・8・1
飯生歯154	タカノ歯科医院	飯塚市枝国464-27	23・8・1
飯生歯153	山本歯科医院	飯塚市鯉田1381-1	23・8・1
飯生歯152	はやしだ歯科医院	飯塚市片島2丁目19-8	23・8・1
京生歯97	松延歯科医院	京都府苅田町与原3丁目8-9	23・8・11
田川生薬49	赤池薬局	田川郡福智町赤池521番48	23・8・1

福岡県告示第1591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
飯生189	医療法人大庭クリニック	飯塚市吉原町11-21	23・7・31
北生歯4	高橋歯科医院	糟屋郡宇美町宇美5丁目9-5	23・7・31
春生歯7	やまぐち歯科医院	春日市桜ヶ丘1丁目114	23・8・31
春生歯19	吉永歯科医院	春日市須玖南5丁目22	23・8・31
柳生歯19	大橋歯科医院	柳川市隅町72-2	23・6・30
大生歯48	久保田歯科医院	大牟田市大字三池673	23・8・31
大生歯36	山下歯科医院	大牟田市大字田隈925	23・8・31
大生歯96	吉見歯科医院	大牟田市不知火町2丁目11-4	23・8・31
大生歯111	船津歯科医院	大牟田市船津町449-3	23・8・31
大生歯129	平山歯科医院	大牟田市日出町1丁目4-8	23・8・31
大生歯150	西坂歯科医院	大牟田市大字三池554-3	23・8・31

田川生歯49	田中歯科医院	田川郡福智町赤池大坪931-4	23・7・31
直生歯13	白土歯科医院	直方市古町7-30	23・8・31
嘉麻生歯15	梶原歯科医院	嘉麻市大隈町249-1	23・7・5
中生歯50	フレンズ歯科医院	中間市中尾1丁目14-8 大谷コーポ102号	23・7・31
京生歯34	松延歯科医院	京都郡苅田町与原3丁目8-9	23・8・10
飯生薬54	有限会社アサヒ薬局吉原店	飯塚市吉原町11-19	23・7・31
行生薬64	サンキュー薬局行橋安川通り店	行橋市西宮市1丁目8-13 レストフィーリングビル103号	23・8・12

福岡県告示第1592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生訪12	永田訪問看護ステーション	大牟田市不知火町1丁目6-3	大牟田市原山町3-1	23・8・10
田川生訪5	訪問看護ステーション・あけぼの	田川郡香春町大字高野1144	田川郡香春町大字中津原1251-1	23・8・8

福岡県告示第1593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生192	医療法人大庭クリニック耳鼻咽喉科医院	医療法人 大庭クリニック	飯塚市伊岐須火尻町298-10	23・8・1

福岡県告示第1594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
古生マ14	濱田幸伴（あんま・マッサージ治療院わかさアイ）	古賀市花見東2丁目5-7-205	23・8・1
飯生柔49	花村久輝（なぎさ整骨院）	飯塚市平恒390-10	23・8・1
行生柔20	安東健志（安東整骨院）	行橋市宮市町3-2	23・8・8
小生柔13	弓憲史（つばさ整骨院）	小郡市小郡64-6	23・8・22
像生柔道41	宮山幸太（あゆむ整骨院）	宗像市日の里8丁目1-1	23・8・22
古生柔20	安川一樹（やすかわ整骨院）	古賀市天神1丁目2-36-102	23・7・4
粕生柔67	池永修子（池永修子整骨院）	糟屋郡志免町大字田富2-7-2	23・9・5
宗遠生柔6	杉浦靖和（すぎうら鍼灸整骨院）	遠賀郡遠賀町遠賀川3丁目13-1	23・5・1
嘉鞍生柔3	川原佑太（ひかり整骨院）	鞍手郡鞍手町大字木月1211-8	23・8・25
京生柔22	倉田淳子（よだ整骨院）	京都郡苅田町大字南原1612	23・8・8

福岡県告示第1595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔48	渡邊幸輝（なぎさ整骨院）	飯塚市平恒案内390-10	23・7・31
生柔69	安東整骨院	行橋市大字高瀬198	23・8・5
行生柔11	安東整骨院	行橋市宮市町3-3	23・8・5
福津生柔13	宮山幸太（あゆむ整骨院）	福津市若木台6丁目22-13	23・8・22

福岡県告示第1596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年9月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール大牟田

(2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番4ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
No.1 本体棟建物東側	300	No.1 本体棟建物東側	304
No.2 本体棟建物西側	320	No.2 本体棟建物西側	435
No.3 本体棟建物南側	240	No.3 本体棟建物南側	204
No.4 本体棟建物南側	140	No.4 本体棟建物南側	105
No.5 本体棟建物南側	60	No.5 本体棟建物南側	30
No.6 本体棟建物東側	140	No.6 本体棟建物東側	182
No.7 別棟建物北西側	100	No.7 別棟建物北西側	40
計	1,300	計	1,300

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 （平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積 （平方メートル）
No.1 本体棟建物東側	192	No.1 本体棟建物東側	192
No.2 本体棟建物南側	432	No.2 本体棟建物南側	432
No.3 本体棟建物南側	144	No.3 本体棟建物南側	144
No.4 別棟建物南東側	144	No.4 別棟建物東側	144
計	912	計	912

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 （立法メートル）	廃棄物等の保管施設の位置	容量 （立法メートル）
No.1 本体棟建物東側	32.73	No.1 本体棟建物東側	32.73
No.2 本体棟建物南側	70.13	No.2 本体棟建物南側	70.13

No.3別棟建物南東側	38.24	No.3別棟建物東側	38.60
計	141.10	計	141.46

福岡県告示第1597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑紫野市牛島土地改良区	平成23年9月14日

福岡県告示第1598号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九
州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 たんと中間店
- (2) 所在地 福岡県中間市中鶴四丁目1604番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1599号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西友志免店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央三丁目4番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1600号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ福岡空港東店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489番1ほか

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

町道別府26号線及び町道別府28号線の搬入車等の通行について、住居地区に進
入・通行することのないよう、徹底した指導をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

荷捌き施設における早朝・夜間時間帯の作業に係る騒音について、徹底した管理・指導をお願いします。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1601号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市宮田二丁目126番4から126番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市宮田二丁目17番12号

眞武 一彦

福岡県告示第1602号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市吉留字辻1043番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市吉留1022番地1

高山 秀美

福岡県告示第1603号

福田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
永 露 清一郎	朝倉市平塚1244番地
原 田 一	〃 小隈817番地
三 好 重 登	〃 〃 529番地
西 村 鶴 吉	〃 〃 431番地1
西 村 喜三郎	〃 〃 415番地2
藤 井 作 助	〃 平塚1659番地2
西 田 晴 美	〃 〃 929番地
西 田 昌 隆	〃 〃 881番地
永 露 茂 樹	〃 〃 1035番地
原 田 重 夫	〃 〃 784番地1
永 露 吉 実	〃 〃 1035番地
永 露 敏 盛	〃 〃 1035番地

2 退任監事

氏名	住所
上 野 月 松	朝倉市平塚610番地

城内城美	朝倉市平塚646番地
上野正剛	〃 〃 1503番地

3 就任理事

氏名	住所
上野正剛	朝倉市平塚1291番地1
原田秀保	〃 小隈519番地
永露吉實	〃 平塚1051番地
上野幸満	〃 〃 1501番地2
原田一彦	〃 小隈210番地2
西村利通	〃 〃 416番地1
西田勲	〃 平塚890番地
三好茂盛	〃 小隈476番地1
上野喜久治	〃 〃 624番地
永露啓	〃 〃 966番地2
永露繁明	〃 〃 1280番地
永露義治	〃 〃 1126番地1

4 就任監事

氏名	住所
原田生駒	朝倉市平塚697番地
堀内繁	〃 〃 579番地
西村順一	〃 小隈342番地

福岡県告示第1604号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成23年6月に取去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E Kcal/kg	その他の検査 %	
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津5丁目2番14号	同左	くみあい配合飼料パワーレイヤー17Y（成鶏飼育用）	平成23年6月	(17.0) 18.4	(3.0) 4.2	(2.80) 4.17	(0.35) 0.47	(5.0) 3.1	(13.0) 13.0		(2,800) 2,801		
		くみあい配合飼料SEW子豚ペレット（子豚育成用）	平成23年6月	(14.0) 14.9	(2.5) 3.6	(0.50) 0.64	(0.40) 0.49	(5.5) 2.8	(8.0) 4.1	(76.0) 76.0			
		くみあい配合飼料はかた地どり仕上（プロイラー肥育後期用）	平成23年6月	(18.0) 18.8	(2.5) 6.5	(0.80) 0.89	(0.45) 0.51	(6.0) 3.0	(8.0) 5.1		(3,100) 3,105		

福岡県告示第1605号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人まごころ

(2) 代表者の氏名

吉田 弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田4862番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険法に関する事業や障害者自立支援法に関する事業及び日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりや失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	264号	前	久留米市梅満町440番1先から 久留米市白山町530番2先まで	25.0 ～ 40.0	233.2
			後	久留米市梅満町440番1先から 久留米市白山町530番2先まで	25.8 ～ 43.5	

福岡県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年9月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	264号	久留米市梅満町440番1先から 久留米市白山町530番2先まで

福岡県告示第1608号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由

図書	1	実話時代10月号	雑誌15277-10	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント10月号	雑誌05267-10	株式会社竹書房	

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき新設の届出があった次の店舗について当該届出の取下げの届出があったので公告する。

なお、当該届出は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 取下げ年月日

平成23年9月5日

2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名 称	所 在 地	大規模小売店舗立地法第5条第3項に基づく公告
(仮称)新宮中央駅前プロジェクトE12街区	福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業地内E12街区	平成23年3月福岡県告示第533号

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成23年9月28日

福岡県公安委員会

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則

福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「使用料」の次に「の額」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が特に必要と認めた場合 使用料の額の全額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第254号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について、平成23年8月8日から同年9月6日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成23年9月28日

福岡県公安委員会

1 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置く。

雑 報

公告

平成24年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成23年9月28日

福岡県農業大学校長 前田 佳紀

1 募集定員

コース名	研修生数
野 菜	10名程度
花 き	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）
- (2) 研修開始 平成24年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

- (1) 受付期間
ア 応募期間は、平成24年1月4日（水曜日）から平成24年2月10日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。
イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成24年2月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 面接日
平成24年2月24日（金曜日）
- (3) 研修生の決定
平成24年3月9日（金曜日）

5 応募提出書類

- 所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。
- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
 - (2) 健康診断書（3か月以内に受診したもの）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名

を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部農林水産政策課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書等は、県内の各普及指導センターでも入手できる。